

令和4年
4月1日
施行

誰もが安心して暮らせるまちをめざして
犯罪被害にあわれた方を社会全体で支えるために

高砂市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

ある日突然、誰もが

犯罪被害者になる可能性があります。

犯罪被害者やそのご家族が、

一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、
様々な支援を行います。



～ひとりで悩まずご相談ください～

相談窓口

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課

TEL 079-443-9060

8時30分～17時15分 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

E-mail tact2551@city.takasago.lg.jp



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

被害にあわれた方への理解と配慮が、誰もが安心して暮らせる社会につながります

対象となる犯罪

国内外において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為

※高砂市犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和4年4月1日）以降に発生した犯罪被害が対象となります。なお、申請には期限があります。

主な支援内容

○相談・情報の提供

様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関をご案内します。

○経済的負担の軽減

日常生活を円滑に営むことができるよう、一時的な生活資金として支援金を支給します。

○日常生活の支援

犯罪被害により、日常生活に支障がある犯罪被害者等に対し、個々の事情に応じて家事援助（調理、洗濯等）、一時保育の費用を助成します。

○住居の確保

犯罪被害により、それまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅入居の特別配慮、新たに入居する賃貸住宅の家賃、転居費用の助成など必要な支援を行います。

支援金の支給

種類	金額	支給対象者	要件
遺族支援金	30万円	亡くなられた被害者である市民の遺族	死亡
重傷病支援金	10万円	重傷病を負った被害者である市民本人	療養期間1か月以上の負傷又は疾病

詳細は、表面に記載の相談窓口までお問い合わせください。